

瀬戸内市監査委員公表第3号

令和3年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 廣 田 均

	監査結果	所管部署	措置状況
指摘事項	<p>総務課は、会員は高齢の方が多ことから岡山県市町村職員年金者連盟瀬戸内支部の事務局を担っているとしているが、高齢の方が多任意団体で市が事務局を担っていない団体も存在していることから、任意団体の固有事務を実施するために市が事務局を担うことは、市町村職員年金受給者という特定の者のために当該任意団体に特別に役務を提供しているということであり、職務専念義務、他団体との公正の確保などの観点から適正であるといえず、是正する必要があると認められる。</p>	総務部 総務課	令和6年1月24日開催の総会において、市が事務局を担わないことについて承認を得ました。その後は、市職員が事務局等に関わることはありません。
指摘事項	<p>行政財産の目的外使用許可における使用料を定めるにあたり、地方自治法に基づき使用料条例を定めているにもかかわらず、使用料条例以外の法令等の規定を用いたり、協定や申し合わせを根拠として使用料を定めたりしていることや、適正な価格の基準が定まっていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。</p>	市民部 長船支所	庁舎再編に伴い、令和5年3月末で契約を終了した。
指導事項	<p>市は、現金管理を正確に誤りなく行うことは当然であるが、同時に過誤納金があった場合の対応方法を定めておくことも重要であるにもかかわらず、事務フロー等を定めていないことは、適切とはいえず、全庁的に事務フロー等を整備するよう検討する必要があると認められる。</p>	<p>総務部 総務課</p> <p>市民部 市民課</p> <p>市民部 税務課</p> <p>市民部 長船支所</p> <p>教育委員会 図書館</p>	<p>令和5年12月以降は、出納室作成の公金等取扱基本マニュアルに沿った現金管理、過誤納金対応を実施しています。</p> <p>令和5年12月に出納室より全庁向けに作成された公金等取扱基本マニュアルに従い対応する。</p> <p>令和5年12月に全庁向けに作成された公金等取扱基本マニュアルに従い対応する。</p> <p>令和5年12月に全庁向けに作成された公金等取扱基本マニュアルに従い対応する。</p> <p>出納室で作成した「公金等取扱基本マニュアル」及び「収納事務フローチャート図」に基づいて事務処理を行っており是正済。</p>